

< 参 考 >

※本資料は、個別意見の内容確認等にあって参考となる集計結果等をまとめたものであり、官公法第 9 条に基づく意見書には含まれない。

< 参 考 >

- I 令和 8 年度各省各庁営繕計画書の概要…………… 参 - 1
- II 令和 7 年度実施施設整備の現況等調査結果の概要…………… 参 - 10

I 令和8年度各省各庁営繕計画書の概要

各省各庁の長から送付された営繕計画書に記載されている営繕計画を実施するための所要経費（計画工期が複数年度のものとは令和8年度分に限る。以下「計画額」という。）の総額は、554,288,349千円で、その会計別内訳を表1に示す。

なお、PFI方式による事業の計画額は、6,044,504千円である。

表1 令和8年度会計別計画額

(単位：千円)

各省別	一般会計		特別会計	合計
	(1)	(2)		
合同庁舎	4,313,856	0	3,583,163	7,897,019
国会	2,297,195	2,985,806	0	5,283,001
最高裁判所	14,580,589	0	0	14,580,589
会計検査院	0	0	0	0
内閣及び人事院	4,041,720	0	0	4,041,720
内閣府	17,498,786	0	0	17,498,786
デジタル庁	246,783	0	0	246,783
復興庁	1,852,518	0	0	1,852,518
総務省	7,252,502	0	0	7,252,502
法務省	26,524,024	56,253,901	0	82,777,925
外務省	19,306,704	39,098	0	19,345,802
財務省	49,207,080	63,457	0	49,270,537
文部科学省	2,912,717	1,972	0	2,914,689
厚生労働省	11,515,451	0	5,374,806	16,890,257
農林水産省	8,375,420	73,942	0	8,449,362
経済産業省	2,314,516	0	1,550,000	3,864,516
国土交通省	55,726,230	32,734	33,705,180	89,464,144
環境省	6,433,144	0	14,786	6,447,930
防衛省	2,150,310	214,059,959	0	216,210,269
合計	236,549,545	273,510,869	44,227,935	554,288,349

(注) (1)：官公庁施設の建設等に関する法律第10条の規定により、その営繕を国土交通大臣が実施すべき施設

(2)：(1)に示す以外の施設

各省各庁の長から送付された営繕計画書に記載されている計画額について、その計画区分別内訳を表2に示す。

表2 令和8年度計画区分別計画額

各省別	新 営 等		改 修 等		合 計	
	件数	計画額（千円）	件数	計画額（千円）	件数	計画額（千円）
合同庁舎	13	7,897,019	0	0	13	7,897,019
国会	2	724,810	65	4,558,191	67	5,283,001
最高裁判所	5	5,660,185	4	8,920,404	9	14,580,589
会計検査院	0	0	2	0	2	0
内閣及び人事院	0	0	14	4,041,720	14	4,041,720
内閣府	12	13,401,683	59	4,097,103	71	17,498,786
デジタル庁	0	0	2	246,783	2	246,783
復興庁	3	1,834,470	4	18,048	7	1,852,518
総務省	0	0	67	7,252,502	67	7,252,502
法務省	46	16,715,654	1,703	66,062,271	1,749	82,777,925
外務省	9	3,865,112	378	15,480,690	387	19,345,802
財務省	36	4,987,937	971	44,282,600	1,007	49,270,537
文部科学省	2	0	20	2,914,689	22	2,914,689
厚生労働省	24	3,887,083	275	13,003,174	299	16,890,257
農林水産省	82	3,945,307	376	4,504,055	458	8,449,362
経済産業省	0	0	15	3,864,516	15	3,864,516
国土交通省	66	40,716,872	487	48,747,272	553	89,464,144
環境省	12	523,911	61	5,924,019	73	6,447,930
防衛省	359	183,478,052	425	32,732,217	784	216,210,269
合計	671	287,638,095	4,928	266,650,254	5,599	554,288,349

（注）新営等：個別意見における「新営等」及び「新営等（PFI事業）」に該当する計画を計上している。

改修等：個別意見における「改修等」（施設特別整備である「特別修繕」及び「合同庁舎特別整備」を含む）及び「新営等の附帯計画」に該当する計画を計上している。

緊急度判定基準により個々の営繕計画に対して緊急度を判定した集計結果を表 3 に示す。

表 3 令和 8 年度緊急度別計画額

	緊急度	件数	計画額（千円）
新 営 等	継 続	249	238, 827, 962
	特 A	235	27, 222, 251
	A	68	894, 005
	B	60	3, 151, 966
	C	21	124, 108
	D	3	1, 589, 010
	E	0	0
	評定外	35	15, 828, 793
	計	671	287, 638, 095
改 修 等	継 続	370	61, 899, 342
	A	1, 738	83, 848, 384
	B	1, 298	60, 984, 732
	C	3	11, 573
	D	0	0
	評定外	1, 519	59, 906, 223
	計	4, 928	266, 650, 254
合 計		5, 599	554, 288, 349

注) 緊急度判定基準について

緊急度判定基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して、国土交通大臣が意見を述べるための判断の基準の一つとして定められたものである。

国	営	計	第	1	0	2	号						
平	成	1	1	年	8	月	5	日					
最	終	改	定	平	成	2	9	年	3	月	2	9	日
大	臣	官	房	官	庁	営	繕	部	長				

1. 目的

この基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して個別の意見を述べるための緊急度判定に係る技術的事項を定め、その客観性を確保することを目的とする。

2. 新営計画に対する緊急度判定基準

新営事業に係る営繕計画（以下「新営計画」という。）の緊急度は、当該新営計画について、次に定めるところによって算定した新営計画の評点に応じて、それぞれ次の表に定める評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

(1) 計画理由別の評点の算定

計画理由別の評点は、入居予定官署ごとに、その計画理由の要素について、既存施設の更新（既存施設の不具合等により施設を建築することをいう。）の場合は別表1の、新規施設の建築の場合は別表2の計画理由の項に掲げる計画理由のいずれかに分類し、これらの表に定めるところにより、それぞれ評点を算定する（複数の計画理由の要素が一の計画理由に該当する場合にあつては、最も高い評点となるもの。ただし、(2)の計画理由別の評点が最も高い評点とならない場合は、この限りでない。）。

(2) 入居予定官署別の評点の算定

入居予定官署別の評点は、入居予定官署ごとに、計画理由別の評点が最も高い計画理由（別表1の備考欄に当該計画理由を主要素としないことが定められているもの及び同欄に定められた主要素としない条件に該当するものを除く。同点のものがある場合にあつては、そのいずれか）を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に10分の1を乗じて得た値の合計を加えて得た値とする。

(3) 新営計画の評点の算定

新営計画の評点は、入居予定官署別の評点を当該入居予定官署の必要延べ面積に応じて加重平均をして求めた値（入居予定官署が一の場合は、その入居予定官署別の評点の

値)とする。この場合において、当該新営計画が、合同庁舎計画に基づくものであるときは10点、特定国有財産整備計画に基づくものであるときは10点をそれぞれ加算する。

評 語	定 義	評 点
特 A	特に緊急を要する。	1 0 0 点以上
A	緊急を要する。	9 0 "
B	至急実施すべきである。	8 0 "
C	できるだけ早く実施した方がよい。	7 0 "
D	必要は認めるが急がなくてよい。	6 0 "
E	必要ない。	6 0 点未満

3. 修繕計画に対する緊急度判定基準

修繕計画に係る営繕計画（以下「修繕計画」という。）の緊急度は、当該施設の不具合の状況に照らして、次の表に定めるところによって判定した評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

評 語	定 義
A	緊急を要する
B	至急実施すべきである
C	急がなくてよい
D	施設特別整備実施基準に該当しないもの

備考

1 「緊急を要する」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

① 地盤の沈下等により主要構造部の障害が著しく、緊急に補強等の措置が必要なもの

② 常時執務又は常時通行に供している部分で、部材のはく落等により人身事故のおそれのあるもの

③ 屋根、外壁、外部建具等からの漏水があるもの

通常の降雨時において執務室（法務局の書庫を含む。）、電算室、電気室、電話交換室等に漏水があり、部分補修が不可能なもの

- ④ 条例、行政指導等により改善を求められているもの（し尿浄化槽の改設、便所の水洗化、飲用不適格と判定された給水設備の改設、老朽化のため機能低下した消火設備等）
 - ⑤ 設備の主要機器で老朽化が著しく、故障が頻発する状態にあるもの
腐蝕等により漏水の著しい給水設備又は汚水排水設備で部分補修が不可能なもの
 - ⑥ その他特に緊急を要し、要求年度内に実施する必要があるもの
- 2 「施設特別整備実施基準に該当しないもの」とは、施設特別整備に関する営繕計画書のうち計画内容が施設特別整備実施基準に該当しないものとする。

別表 1 既存施設の更新の場合

計画理由	評価点		9.0	8.0	7.0	6.0	5.0	4.0	備考
	内容	1.0.0							
老朽	施設の老朽（現存率）	5.0%以下	6.0%以下	7.0%以下	8.0%以下	6.0%以下	5.0%以下	4.0%以下	気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評価点に10点加算する。
	構造耐力の著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの								
狭あい	庁舎面積（面積率）	0.5以下	0.5以下	0.6以下	0.6以下	0.7以下	0.75以下	0.8以下	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの				なるべく速やかに返還すべきもの		
	借料が高額等の事情により返還すべき場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で（同一敷地外）、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とす
地域連携	都市計画の進捗	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分のみ未施行となっているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるものの（年度別決定済み）			区画整理等が計画決定済みであるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評価点（従要素の場合は評価点の10分の1。該当する理由がない場合は40点）に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評価点とする。 ・シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済み場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済み場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備（同一又は若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの） ・都市計画的にみて地域性上著しい被害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの
	地域性上の不適			都市計画的にみて地域性上著しい被害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性があるもの	都市計画的にみて地域性上著しい被害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性があるもの			都市計画的にみて地域性上著しい被害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評価点（従要素の場合は評価点の10分の1。該当する理由がない場合は40点）に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評価点とする。 ・シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済み場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済み場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備（同一又は若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの） ・都市計画的にみて地域性上著しい被害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公共に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公共に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備（災害時における必要機能に係る施設の不備を除く）	施設が不備、かつ運用による代替ができなかったため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの						施設が不備、かつ運用による代替が十分でないため、業務の遂行上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの	改修により対応できる場合は、主要素としない。
	必要施設の不備	必要施設の不備（災害時における必要機能に係る施設の不備を除く）	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの					施設が不備のため業務上好ましくないもの又は業務の遂行上好ましくないもの	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
法令等	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの				法令による基準以下であるもの	主要素としない。
	法令等に基づく整備	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は、主要素としない。

備考
1 「現存率」とは、官庁建物実施調査の結果による。官庁建物実施調査を行っていない施設については、実情を踏まえて評価点を付す。
2 「面積率」とは、「現有延べ面積／必要延べ面積」により算出する。

ここで、現有延べ面積及び必要延べ面積は、執務面積、会議室等の附属面積、設備関係面積、交通部分面積及び各官署の固有業務に係る諸室面積を含む。車庫、渡り廊下等を除く面積とする。
一般事務庁舎の必要延べ面積は、別表3により算出する。ただし、積み上げにより通切に必要な延べ面積を算出している場合は、当該必要延べ面積によることとする。

別表 2 新規施設の建築の場合

計画理由	評価点		90	80	70	60	50	40	備考
	内容	100							
法令等	法令等に基づく整備	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの					当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよいもの
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合は、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合は、業務の遂行が困難なもの					整備を行わない場合は、業務上好ましくないもの

別表 3 一般事務庁舎の必要延べ面積の算定式

営繕計画書の 所要面積	1,500 m ² 以上	900 m ² 以上	300 m ² 以上	300 m ² 未満
非木造庁舎	$7.4N + 0.4N$	$7.4N \times 1.1 + 0.4N$	$7.4N \times 1.2 + 0.4N$	$7.4N \times 1.3 + 0.4N$
木造庁舎	$7.1N + 0.4N$	$7.1N \times 1.1 + 0.4N$	$7.1N \times 1.2 + 0.4N$	$7.1N \times 1.3 + 0.4N$

備考

- 1 「N」とは、新営一般庁舎面積算定基準に基づく換算人員とする。
- 2 各官署の固有業務に関係した諸室がある場合には、その面積を必要延べ面積に加算する。

注) 施設特別整備の整備区分について

施設特別整備は、官庁施設の適切な機能更新と有効活用を図るため、国土交通省が計画的かつ一元的に実施する官庁施設の修繕及び改修等であり、以下の整備区分により構成される。

(1) 特別修繕

個別施設計画が策定されている一般庁舎の改修のうち、以下の各号に該当するものの。

- 一 庁舎の適切な維持・運用に必要な改修
- 二 構造躯体等の健全化、経年劣化による機能低下の回復等によって新築と同等の機能を確保するための大規模リニューアル
- 三 災害発生時の業務継続等に必要な電力その他の機能を確保するための改修
- 四 エネルギー消費の高効率化・熱負荷の低減等・環境負荷低減のための改修
- 五 高齢者・障害者等の移動等の円滑化のための改修

(2) 合同庁舎特別整備

個別施設計画が策定されている合同庁舎の改修のうち、以下の各号に該当するものの。

- 一 合同庁舎の適正な維持・運用に必要な施設の改修及び付帯設備等の新增設
- 二 災害発生時の業務継続等に必要な電力その他の機能を確保するための改修
- 三 エネルギー消費の高効率化・熱負荷の低減等・環境負荷低減のための改修
- 四 高齢者・障害者等の移動等の円滑化のための改修

Ⅱ 令和 7 年度実施施設整備の現況等調査結果の概要

令和 8 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書の作成に当たり、その基礎資料とするため、令和 7 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に基づき、意見書に掲載された事項の実施状況について調査を行った。

この調査の集計結果を表 4－1、表 4－2 に示す。

なお、表中の A 及び B 区分は下記のとおりである。

A 区分：官公庁施設の建設等に関する法律第 10 条の規定により、その営繕を国土交通大臣が実施すべき施設

B 区分：A 区分以外の施設

表 4－1 令和 7 年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（金額比較）

			A 区 分		B 区 分	
			実施額(百万円)	実施率(%)	実施額(百万円)	実施率(%)
新 営 等	意見書記載	継続	63,698	124.1%	119,863	80.3%
		特 A	2,211	37.2%	6,742	49.7%
		A	1,701	36.9%	240	50.5%
		B	910	83.5%	687	48.5%
		C, D, E	7	0.6%	86	12.8%
		評定外	2,114	32,371.9%	653	17.0%
	追 加 分		1,056	—	12,785	—
改 修 等	意見書記載	継続	12,236	94.9%	17,168	57.8%
		A	16,903	61.6%	7,743	78.8%
		B	11,381	63.7%	4,432	51.2%
		C, D	0	0.0%	0	0.0%
		評定外	5,941	22.7%	9,932	22.6%
	追 加 分		9,749	—	2,362	—

（注 1）実施額は、令和 7 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、令和 6 年度予算又は令和 7 年度当初予算で予算措置されたもの。

（注 2）実施率は、令和 7 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された額を 100 として算出した。

（注 3）評定外は、小規模な改修等を一括計上したものを含む。

（注 4）追加分は、令和 7 年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

（注 5）上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

表 4－2 令和 7 年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（件数比較）

	緊急度		A 区 分		B 区 分	
			実施件数	実施率(%)	実施件数	実施率(%)
新 営 等	意見書記載	継続	52	96.3%	102	68.0%
		特 A	17	39.5%	62	66.7%
		A	7	36.8%	9	100.0%
		B	13	68.4%	12	85.7%
		C, D, E	1	20.0%	11	100.0%
		評定外	2	66.7%	2	33.3%
	追 加 分		7	—	61	—
改 修 等	意見書記載	継続	105	86.1%	90	69.8%
		A	327	47.0%	193	69.4%
		B	404	62.7%	184	61.3%
		C, D	0	0.0%	0	0.0%
		評定外	—	—	—	—
	追 加 分		315	—	20	—

（注 1）実施件数は、令和 7 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、令和 6 年度予算又は令和 7 年度当初予算で予算措置されたもの。なお、令和 7 年度に設計を行うものとして掲載された事項は集計から除外した。

（注 2）実施率は、令和 7 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された件数を 100 として算出した。

（注 3）改修等における評定外は、件数が不明のものが多いため集計から除外した。

（注 4）追加分は、令和 7 年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

（注 5）上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

令和 6 年度予算又は令和 7 年度当初予算で各省各庁において予算措置された事案のうち、意見書に掲載されなかった事案が 403 件あった。今後は、官公庁施設の建設等に関する法律第 9 条に基づいて営繕計画書の作成及び送付を適切に行う必要がある。